

平成 29 年第 2 回定例会 （平成 29 年 8 月 24 日）

**桶川北本水道企業団  
議 会 会 議 録**

桶川北本水道企業団議会



# 平成29年第2回桶川北本水道企業団議会定例会会議録

## 目 次

招集告示	1
議事日程	2
第 1 号 (8月24日)	
出席議員	3
欠席議員	3
説明のための出席者	3
職務のため出席した者の職氏名	3
開会及び開議の宣告	4
議事日程の報告	4
諸報告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
企業長の一般報告	5
企業長提出議案の上程、説明	6
監査委員の決算審査報告	19
一般質問	21
中村洋子君	21
北原正勝君	26
佐藤正廣君	34
第9号議案に対する質疑、討論、採決	36
第10号議案に対する質疑、討論、採決	37
第11号議案に対する質疑、討論、採決	37
第12号議案に対する質疑、討論、採決	39
水道事業行政視察について	40
特定事件の閉会中の継続審査の申し出について	40

閉会の宣告.....	40
------------	----

桶川北本水道企業団告示第23号

平成29年第2回桶川北本水道企業団議会定例会を次のとおり招集する。

平成29年8月17日

桶川北本水道企業団

企業長 現王園 孝 昭

1. 日 時 平成29年8月24日（木） 午前9時30分
2. 場 所 桶川北本水道企業団西庁舎大会議室

## 平成29年第2回桶川北本水道企業団議会定例会日程

### 議事日程

平成29年8月24日

1. 会議録署名議員の指名
2. 会期の決定
3. 企業長の一般報告
4. 企業長提出議案の上程、説明
5. 監査委員の決算審査報告
6. 一般質問
7. 議案の質疑、討論、採決
  - (1) 第9号議案  
桶川北本水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
  - (2) 第10号議案  
桶川北本水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
  - (3) 第11号議案  
平成28年度桶川北本水道企業団水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
  - (4) 第12号議案  
訴えの提起について
8. 水道事業行政視察について
9. 特定事件の閉会中の継続審査の申し出について

## 平成29年第2回桶川北本水道企業団議会定例会

平成29年8月24日（木曜日）

### ○出席議員（10名）

1番	北原正勝君	2番	中村洋子君
3番	佐藤正廣君	4番	加藤正志君
5番	三宮幸雄君	6番	工藤日出夫君
7番	島野和夫君	8番	保坂輝雄君
9番	新島光明君	10番	島村美貴子君

### ○欠席議員（なし）

---

### ○説明のための出席者

企業長	現王園孝昭君	副企業長	小野克典君
監査委員	岡田忠君	事務局長	林博之君
事務局次長兼 総務課長	小高清隆君	事務局次長兼 浄水課長	小島稔君
業務課長	篠田明君	給水課長	青鹿秀明君
施設課長	河野宏之君		

---

### ○職務のため出席した者の職氏名

書記 久保武 書記 中村正夫

午前 9時44分 開 会

△開会及び開議の宣告

○議長（新島光明君） それでは、定足数に達しておりますので、平成29年第2回桶川北本水道企業団議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

△議事日程の報告

○議長（新島光明君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承ください。

---

△諸報告

○議長（新島光明君） 議事に先立ちまして、議長より諸報告をいたします。

企業長より、平成28年度桶川北本水道企業団水道事業会計継続費精算報告書及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定による平成28年度桶川北本水道企業団水道事業会計経営健全化の審査について報告がありました。報告書の写しを配付してありますので、ごらんいただきたいというふうに思います。

---

△会議録署名議員の指名

○議長（新島光明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第80条の規定により、議長より指名いたします。

2番 中 村 洋 子 議員

3番 佐 藤 正 廣 議員

の両名を指名いたします。

---

△会期の決定

○議長（新島光明君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新島光明君） ご異議なしと認めます。



よって、会期は本日1日と決定いたしました。

---

△企業長の一般報告

○議長（新島光明君） 日程第3、企業長より一般報告について発言を求められておりますので、これを許可いたします。

企業長。

○企業長（現王園孝昭君） おはようございます。

本日ここに平成29年第2回桶川北本水道企業団議会定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様には残暑厳しい中ご参会を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

議案の提出に先立ちまして一般報告を申し上げます。

初めに、業務量について申し上げます。

平成29年7月末現在の給水人口は14万2,520人で、前年同月と比べて444人減少となっております。一方、給水世帯は7月末現在6万608世帯で、前年同月と比べて473世帯増加となりました。配水量は、4月から7月までの4カ月間で531万3,222立方メートルとなっております。前年度と比較しますと3万9,286立方メートルの減少となりました。また、料金収入であります有収水量も482万8,857立方メートル、前年度と比較して3万7,649立方メートル、0.8%の減少となりました。この結果、有収率は90.9%となり、前年度と同率となっております。

次に、中丸浄水場非常用自家発電設備更新について申し上げます。

非常時の安定供給の堅持として、平成28年11月24日に入札を行い、継続事業として進めております。現在、本体は製作仕様に基づき製作中です。進捗状況といたしましては、仮設用電源車を場内に配置し、仮設電源への切りかえ作業及び附帯工事等を行っております。

次に、ダイレクト型制限つき一般競争入札について申し上げます。

本年度も工事費1,000万円以上の工事を対象にダイレクト型一般競争入札を実施いたしました。6月26日に2件、7月27日に11件の開札を行い、最低制限価格の設定を適用し、各工事の落札候補者を決定し、請負契約を締結いたしました。今後も入札方法について検討を重ね、実施していきたいと考えております。

次に、石綿セメント管更新事業について申し上げます。

今年度の事業の内訳は、桶川市内5件、更新距離1,427.2メートル、北本市内5件、更新距離1,338.5メートルを予定しており、予定件数10件全てにおきまして請負契約を締結して

おります。

以上をもちまして、企業団の主要な事項につきましての一般報告とさせていただきます。

---

△企業長提出議案の上程、説明

○議長（新島光明君） 日程第4、企業長提出議案を一括上程いたします。

第9号議案から第12号議案を議題とし、提案理由の説明を企業長に求めます。

企業長。

○企業長（現王園孝昭君） 本日もご提案申し上げ、ご審議いただきます議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

第9号議案 桶川北本水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、育児短時間勤務の規定の追加及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う、所要の改正をするものでございます。

次に、第10号議案 桶川北本水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴う、所要の改正をするものでございます。

次に、第11号議案 平成28年度桶川北本水道企業団水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について申し上げます。

本案は、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、利益剰余金について剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、あわせて同法第30条第4項の規定に基づき、決算について監査委員の審査意見書をつけて議会の認定をお願いするものであります。

次に、第12号議案 訴えの提起について申し上げます。

本案は、訴えの相手方の不当要求や業務妨害を排除するため、訴えを提起することについて議会の議決を求めるものであります。

以上をもちまして、本定例会に提出いたしました議案の説明を終わりますが、事務局に補足して説明をいたしますので、何とぞ慎重審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（新島光明君） 総務課長。

○事務局次長兼総務課長（小高清隆君） おはようございます。

それでは、議案の補足説明をさせていただきます。

第9号議案 桶川北本水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う所要の改正をすることにあわせて、育児短時間勤務制度の規定を追加するものでございます。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う所要の改正につきましては、働きながら育児や介護をしやすい環境整備を進めるため、育児休業等の対象となる子の範囲が拡大されたことによるものでございます。

議案書に新旧対照表がございますが、第2条の2は地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項の条例で定めるものについて、新たな規定をするものでございます。法律の改正により、育児休業の対象が法律上の親子関係にのみならず、特別養子縁組の監護期間中の者、養子縁組里親に委託されている者、その他これに準ずる者として条例で定める者に拡大されました。このため、改正後の条例第2条第2項にて、その他これに準ずる者として、実親等の同意が得られなかったため、養子縁組里親としての職員に委託することができず、養育里親としての職員に委託された子を想定して規定したところでございます。

第2条の3は、第2条の2が加えられたことにより、条の繰り下げをするものでございます。

第3条は、再度の育児休業を取得できる特別の事情に、特別養子縁組の成立にかかわる家事審判事件の終了等を追加するものでございます。

育児休業は原則一人の子に1回の取得でございますが、条例で定める特別な事情がある場合は、同じ子に対して再度取得することが可能となっております。特別な事情として、育児休業中に別の子の育児休業の承認を受け、前の子の育児休業の承認が取り消された後、後の育児休業の承認に係る子が死亡、または養子縁組等により、職員と別居することになった場合を想定しておりましたが、今回の改正で、新たに第2号イにおいて、特別養子縁組の成立に至らず、家事審判事件が終了した場合、または養子縁組が成立しないまま里親委託等の措置が解除された場合を加えるものでございます。

第3号から第6号までは、第2号の追加により号を繰り下げるものでございます。

育児短時間勤務制度につきましては、第7条以降に定めておりまして、第7条が育児短時間勤務の対象外職員、第8条が1年を経過しない場合に育児短時間勤務を再度取得することができる特別の事業、第9条が承認及び期間延長の手続、第10条が承認の取り消し事由、第

11条が承認が失効した場合等において、引き続き短時間勤務をさせることができるやむを得ない事情、第12条が引き続き短時間勤務をさせる場合の通知等、第13条が育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任期の更新について定めております。

次に、第10号議案 桶川北本水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴う所要の改正をするものでございます。

同条例の第15条は給与の減額を定めたものでございますが、法律の改正により、新たに介護休業とは別に連続する3年の期間内において、介護のため1日につき2時間の範囲内で勤務しないことができる制度としての介護時間が設けられたため、給与の減額対象に介護時間を加えるものでございます。

次に、第11号議案 平成28年度桶川北本水道企業団水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について申し上げます。

こちらにつきましては、お手元に決算書及び参考資料を配付させていただいております。

初めに、決算書から説明申し上げます。

決算書につきましては、地方公営企業法の様式に従いまして作成いたしております。

剰余金の処分につきましては、地方公営企業法の規定に基づきまして利益剰余金の処分を行うため、議会のご議決をいただくものでございます。処分額等につきましては、決算書中の剰余金処分計算書（案）にてご説明申し上げます。

決算の認定につきましては、10ページの貸借対照表までとなります。そのほかの書類につきましては附属書類となっております。

まず、決算書の2ページをお開きいただきたいと思っております。

平成28年度桶川北本水道企業団水道事業決算報告書でございます。

(1) 収益的収入及び支出の収入でございます。

第1款水道事業収益、当初予算額が31億2,553万2,000円、補正といたしまして1,032万8,000円の減額補正をお願いいたしまして、予算額合計が31億1,520万4,000円で、対します決算額でございますが31億1,318万9,252円、予算額に比べ決算額の増減でございますが、201万4,748円予算を下回ったところでございます。

備考といたしまして、うち仮受消費税及び地方消費税でございますが、2億1,101万1,056円でございます。こちらの内訳でございますが、予算額合計から申し上げます。

第1項営業収益でございますが、予算額合計28億8,740万7,000円に、対します決算額が28億6,857万6,962円、増減でございますが、1,883万38円予算を下回りました。

次に、第2項営業外収益でございますが、予算額合計2億2,779万7,000円に、対します決算額が2億4,461万2,290円、増減でございますが、1,681万5,290円予算を上回りました。

次に、支出に移りまして、第1款水道事業費でございますが、当初予算額が26億9,618万7,000円、補正といたしまして3,878万7,000円の減額補正をお願いいたしまして、予算額合計が26億5,740万円で、対します決算額が25億6,067万5,964円となりまして、不用額が9,672万4,036円でございます。

備考といたしまして、うち仮払消費税及び地方消費税ですが、1億176万9,173円でございます。こちらの内訳でございますが、同じく予算額合計から申し上げます。

第1項営業費用でございますが、予算額合計25億6,673万2,000円に、対します決算額が24億8,624万368円、不用額が8,049万1,632円でございます。

第2項営業外費用でございますが、予算額合計8,566万8,000円に、対します決算額が7,443万5,596円、不用額が1,123万2,404円でございます。

第3項予備費でございますが、予算額合計500万円、こちら決算額はございませんで、不用額500万円という内容でございます。

次に、4ページにまいりまして、こちらは(2)資本的収入及び支出でございます。収入のほうから申し上げます。

第1款資本的収入、当初予算額が2億8,607万8,000円、補正予算額が7,951万2,000円の減額補正をお願いいたしまして、予算額合計2億656万6,000円に、対します決算額が2億1,166万2,999円、予算額に比べ決算額の増減でございますが、509万6,999円予算を上回ったところでございます。

備考で、うち仮受消費税及び地方消費税ですが、298万8,317円でございます。こちらの内訳でございますが、予算額合計から申し上げますが、第1項の関係市負担金、予算額合計1,343万6,000円に、対します決算額が1,298万2,032円、増減でございますが、45万3,968円予算を下回ったところでございます。

第2項の工事負担金でございますが、予算額合計が1億5,867万6,000円に、対します決算額1億5,860万5,407円、増減でございますが、7万593円予算を下回ったところでございます。

第3項分担金でございますが、予算額合計3,445万4,000円に、対します決算額が4,007万

5,560円、こちら増減は562万1,560円予算を上回ったという内容でございます。

続きまして、支出でございますが、第1款の資本的支出、こちら当初予算額14億9,866万1,000円、補正予算額が1億422万5,000円の減額補正をお願いいたしまして、地方公営企業法第26条による前年度からの繰越額2億6,082万円と、継続費逓次繰越額1億2,092万8,000円を加えました予算額合計が17億7,618万4,000円でございます。対します決算額が16億5,067万5,529円、翌年度への繰越額として、法第26条による繰越額2,894万4,000円、継続費逓次繰越額6,123万6,000円とございまして、不用額が3,532万8,471円となっております。

備考欄の、うち仮払消費税及び地方消費税でございますが、9,483万8,750円でございます。こちらの内訳でございますが、第1項建設改良費、こちらの予算額合計で申し上げますが、14億6,059万9,000円に、対します決算額が13億3,509万1,176円、こちら繰越額が9,018万円となりまして、不用額といたしまして3,532万7,824円でございます。

第2項の企業債償還金でございますが、予算額合計が3億1,558万5,000円に、対します決算額3億1,558万4,353円ということで、不用額647円でございます。

下の説明文でございますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額14億3,901万2,530円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,869万1,765円、減債積立金3億1,558万4,353円及び過年度分損益勘定留保資金10億4,473万6,412円で補填いたしたところでございます。

次に、6ページにまいりまして、水道事業損益計算書、こちらは1会計期間の営業成績をあらわしております。

1、営業収益が26億5,769万6,973円、2、営業費用が23億8,449万955円とございまして、営業利益が2億7,320万6,018円となります。次に、3、営業外収益が2億4,448万1,246円、4、営業外費用が4,538万9,751円で、こちらの差し引きが1億9,909万1,495円となりまして、当年度純利益といたしましては4億7,229万7,513円となります。こちらに前年度繰越利益剰余金75万2,183円と、その他未処分利益剰余金変動額3億1,558万4,353円を加えました当年度未処分利益剰余金が7億8,863万4,049円となるものでございます。

次に、7ページにまいりまして、水道事業剰余金計算書、こちらは1会計期間の資本の動きでございます。

初めに、資本金ですが、前年度末残高126億9,410万8,576円、前年度処分別としまして議会の議決により3億1,709万4,176円を資本金へ組み入れいたしまして、当年度末残高が130億1,120万2,752円でございます。

次に、剰余金の資本剰余金ですが、合計の年度末残高が7,341万2,046円、こちら当年度変動額ございませんで、当年度末残高も同額となっております。

次に、下にまいりまして、利益剰余金の減債積立金ですが、前年度末残高5億4,359万6,898円、前年度処分額として4億1,000万円の積み立てがございまして、処分後残高が9億5,359万6,898円となり、当年度変動額として3億1,558万4,353円を企業債償還に取り崩しを行いまして、当年度末残高が6億3,801万2,545円でございます。

次に、未処分利益剰余金ですが、前年度末残高7億2,784万6,359円、前年度処分額として4億1,000万円を減債積立金に積み立てし、3億1,709万4,176円を資本金へ組み入れたいしまして、処分後残高が75万2,183円、こちらに当年度変動額として減債積立金の企業債償還に伴う利益剰余金への振りかえとして3億1,558万4,353円、それと当年度純利益4億7,229万7,513円を加えました当年度末残高が7億8,863万4,049円でございます。

この結果、利益剰余金合計としましては、前年度末残高が12億7,144万3,257円、前年度処分額で3億1,709万4,176円減少し、当年度変動額で4億7,229万7,513円増加いたしまして、当年度末残高が14億2,664万6,594円でございます。

資本合計といたしましては、前年度末残高140億3,896万3,879円、当年度変動額4億7,229万7,513円増加いたしまして、当年度末残高が145億1,126万1,392円となったところでございます。

次に、8ページにまいりまして、水道事業剰余金処分計算書（案）でございます。

（案）となっておりますが、決算の認定とあわせまして未処分利益剰余金を減債積立金及び資本金に処分するためのご議決をお願いするものでございます。

当年度未処分利益剰余金といたしまして7億8,863万4,049円、このうち減債積立金に4億7,300万円を積み立て、資本金へ3億1,558万4,353円組み入れたいしまして、翌年度繰越利益剰余金が4万9,696円となるものでございます。

次に、9ページにまいりまして、水道事業貸借対照表、こちら平成29年3月31日現在の財政状況をお示ししているものでございます。

まず、資産の部でございます。

1の固定資産として、（1）有形固定資産、こちら土地、建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、工具器具及び備品、建設仮勘定とございまして、有形固定資産合計が192億2,963万5,530円となります。（2）の無形固定資産でございますが、電話加入権で、こちら無形固定資産合計が34万9,268円。それと、（3）投資といたしまして、投資有価証券で

ございますが2億円。これらの合計、固定資産合計でございますが、194億2,998万4,798円と  
なるところでございます。

次に、2の流動資産でございますが、(1)現金預金26億4,859万101円、(2)未収金、  
こちらは貸倒引当金を除きまして2億5,760万978円、(3)貯蔵品392万6,340円、(4)有  
価証券、こちらはなしでございます。(5)前払金410万円、(6)保管預り保証金260万円  
となりまして、流動資産合計で29億1,681万7,419円でございます。

固定資産の合計と流動資産の合計、資産合計といたしましては223億4,680万2,217円とな  
ります。

次に、10ページでございますが、負債の部でございます。

3、固定負債、(1)企業債、建設改良費等の財源に充てるための企業債としまして、10  
億8,544万7,360円、(2)の引当金、修繕引当金、退職給付引当金でございまして、合計で  
3億8,016万円となり、固定負債合計としましては14億6,560万7,360円でございます。

次に、4の流動負債、(1)企業債、建設改良費等の財源に充てるための企業債といたし  
まして2億7,130万9,722円、(2)未払金3億5,189万8,717円、(3)下水道使用料1億  
1,607万7,268円、(4)預り保証金260万円、(5)引当金、賞与引当金として2,449万  
9,000円、(6)その他流動負債281万1,333円となりまして、流動負債合計で7億6,919万  
6,040円でございます。

次に、5、繰延収益でございますが、(1)長期前受金が96億4,736万4,585円、こちらか  
ら(2)収益化累計額40億4,662万7,160円を引きまして、繰延収益合計で56億73万7,425円  
でございます。

負債の合計といたしましては78億3,554万825円でございます。

次に、資本の部に移りまして、こちら7ページの資本剰余金計算書で説明した内容でござ  
いまして、下から2行目の資本合計といたしましては145億1,126万1,392円となりまして、  
これらの負債と資本を合計いたしますと223億4,680万2,217円となりまして、こちらは前の  
ページの資産の合計と一致しているところでございます。

次に、11ページからは決算の附属書類となります。

これ以降は主なところの説明とさせていただきます。

初めに、水道事業報告書でございます。

1の概況、(1)総括事項といたしまして、ア、給水の状況ですが、本年度における給水  
人口は14万2,690人で、前年度に比べ438人、0.3%減少し、給水世帯は6万502世帯で、前年



度に比べ537世帯、0.9%増加となりました。配水量は1,593万5,302立方メートルで、前年度に比べ40万8,543立方メートル、2.5%減少し、一日最大配水量は4万8,148立方メートルとなりました。また、有収水量は前年度に比べ12万2,931立方メートル、0.8%減少の1,458万5,811立方メートルとなりましたが、有収率は前年度に比べ1.5ポイント上昇の91.5%となりました。

次に、イ、建設改良の状況ですが、建設工事は口径500ミリの送水管を99.0メートル布設しました。改良工事は石綿セメント管更新事業として、口径75ミリから350ミリまでの配水管を3,576.4メートル更新しました。当年度配水管布設工事は合計5,192.6メートル実施し、延長累計は40万1,238.6メートルとなりました。

次に、ウ、収益的収支の状況につきましては、後ほど18ページのほうでご説明を申し上げます。

次に、エ、資本的収支の状況につきましても、先ほど4ページのほうで申し上げた内容となりますので、こちらをご省略をさせていただきます。

次に、17ページのほうにまいりまして、3の業務、(1)業務量、こちら11ページの給水の状況と重複いたしておりますので、主なところで申し上げますと、総人口が平成28年度、14万2,644人、前年度と比較いたしまして466人、0.3%の減少となっております。普及率は99.6%で変わらずでございます。給水件数でございますが、6万1,268件で、728件、1.2%の増加となっております。

次に、配水状況でございますが、配水量の内訳といたしまして、自己水でございますが、307万7,799立方メートルで、比較が43万8,145立方メートル、12.5%の減少でございます。県水受水でございますが、1,285万7,503立方メートルで、比較が2万9,602立方メートル、0.2%増加でございます。この結果、県水受水割合は80.7%になりまして、2.2ポイント上昇いたしております。

一日最大配水量、一日最小配水量は前年度より減少いたしまして、一日平均配水量も4万3,658立方メートルで、997立方メートル、2.2%減少となっております。

一番下に記載しております供給単価でございますが、169円41銭、給水原価が148円95銭ということで、ともに前年度より下がっております。

次に、18ページにまいりまして、先ほど収益的収支の状況でご省略した内容でございますが、(2)事業収入に関する事項といたしまして、前年度との比較でございます。

比較の部分で申し上げますと、営業収益ですが、712万8,827円、0.3%の増収でございます。

す。

内訳でございますが、給水収益が2,285万4,590円、0.9%の減収となっております。有収水量で12万2,931立方メートル減少、また供給単価も14銭下降しましたことが要因でございます。

次に、受託工事収益でございますが、301万4,200円、13.8%の増収となっております。こちらは主に給水工事収益で、路面復旧費が増収となり、また給水装置工事の設計及び工事検査手数料も増収となっております。

次に、分担金でございますが、1,693万3,000円、24.3%の増収となっております。平成28年度は前年度より件数が107件増加いたしまして、増収でございます。

次に、公共下水道負担金でございますが、848万5,994円、13.6%の増収となっております。こちら負担金対象調定件数が増加し、負担金単価も前年度より29円上昇し、増収でございます。

次に、その他営業収益でございますが、155万223円、52.0%の増収でございます。こちらは主に消火栓修繕工事が増加し、関係市負担金が増収となっております。

次に、営業外収益でございますが、958万5,150円、4.1%の増収でございます。

内訳といたしまして、受取利息及び配当金、こちら149万5,612円、67.5%の減収でございますが、マイナス金利で国債等の新規運用ができず減収でございます。

次に、他会計補助金32万円、16.7%の減収でございますが、こちらは前年度の児童手当支給に対します両市からの負担金でございます。

次に、長期前受金戻入1,373万1,206円、6.2%の増収でございますが、減価償却分、除却分ともに戻入額が増加となっております。

次に、雑収益233万444円、23.1%の減収でございますが、こちらは主に水道メーター下取り金額の減少によるものでございます。

次に、特別利益1,877万1,235円、皆減でございますが、こちらは過年度損益修正益でございまして、前年度は除却漏れとなっております資産の除却処理により生じました長期前受金戻入がございました。

合計といたしまして205万7,258円、0.1%の減収でございます。

次に、(3)事業費に関する事項でございますが、こちらの比較の部分で申し上げます。

営業費用でございますが、3,377万4,409円、1.4%の減少となっております。

内訳でございますが、原水及び浄水費で5,039万349円、4.7%の減少となっております。

こちらは主に修繕費、動力費、薬品費、受水費の減少によるものでございます。

次に、配水及び給水費404万2,963円、1.4%の増加でございますが、こちらは主に給与費委託料、材料費の増加によるものでございます。

次に、受託工事費39万3,603円、1.8%の増加となっておりますが、こちらは主に給与費の増加によるものでございます。

次に、業務費でございますが、234万6,102円、1.8%の増加でございます。こちらは主に委託料の増加によるものでございます。

議会費が3万5,842円、0.7%の増加となっております。

次に、総係費でございますが、608万4,624円、3.7%の減少でございますが、こちらは主に委託料の減少によるものでございます。

次に、減価償却費257万332円、0.4%の減少でございますが、配水管等の構築物以外の減価償却費が減少となっております。

次に、資産減耗費1,845万2,386円、69.0%の増加でございますが、主に浄水場設備の除却費の増加によるものでございます。

次に、営業外費用でございますが、1,072万8,390円、19.1%の減少でございます。こちら内訳といたしまして、支払利息及び企業債取扱諸費1,129万8,075円、20.5%減少しておりますが、こちらは企業債の償還が進み、支払利息の減少でございます。

次に、雑支出56万9,685円、51.2%の増加でございますが、主に控除対象外消費税が増加でございます。

次に、特別損失1,979万2,236円、皆減でございますが、こちらは過年度損益修正損でございまして、前年度は除却漏れ資産の除却費用がございました。

合計としまして、6,429万5,035円、2.6%の減少でございます。

次に、22ページのほうにまいりまして、キャッシュ・フロー計算書でございます。こちらは1会計期間における現金及び預金の増加及び減少を、それぞれ業務活動、投資活動及び財務活動の3つに区分してあらわしたものとなっております。

23ページの一番下にございます資金の期首残高、期末残高は平成27年度及び平成28年度の貸借対照表の現金及び預金の額と一致したものとなっております。建設改良費の増加に伴いまして現金支出が増えておりますが、国債の償還が2億円ほどございましたので、キャッシュ・フロー上では9,500万円ほどの減少となっております。

次に、28ページのほうにまいりまして、こちら先ほど貸借対照表等でご説明申し上げまし

た固定資産の明細ということで、（１）有形固定資産の明細書、当年度増加額、減少額、当年度末現在高、それに減価償却累計額の状況、それに伴います年度末償却未済高ということで、貸借対照表上の数字と一致いたしております。（２）は無形固定資産の明細でございます。

下段に移りまして、企業債明細書でございますが、平成28年度は財務省財政融資資金1件と地方公共団体金融機構1件の借り入れが償還終了となっております。新規借り入れはございませんで、償還の状況が31ページまでにわたりまして記載いたしております。31ページ下の未償還残高でございますが13億5,675万7,082円となったところでございます。

以上で決算書のほうの説明は終わりとさせていただきます。

次に、参考資料の説明をさせていただきます。

2ページをお開きいただきたいと思います。

2ページの1、平成28年度決算の概要といたしまして、（１）供給単価及び給水原価ですが、有収水量1立方メートル当たりの販売単価である供給単価が、製造する原価である給水原価を20円46銭上回るという状況でございます。なお、平成27年度より、給水原価を算出するに当たりまして、原価構成費用から長期前受金戻入額を控除いたしておりますので、原価が大きく下がっております。

（２）の総収益対総費用の比率でございますが、当年度は3.0ポイント上昇いたしまして、119.4%という状況でございます。

2の業務の状況でございますが、上段は桶川市、北本市、区域外ごとの給水人口をお示ししてございます。下段の一人一日当たり使用水量は280リットルとなりまして、前年度より1リットル減少となっております。

次に、6ページのほうにまいりまして、（２）の費用構成表、こちら水道事業費用の税抜き決算額を予算の節別の項目にて集計したものでございます。前年度と比較しますと、主に給与費、退職手当負担金、材料費、資産減耗費が増加し、委託料、修繕費、動力費、支払利息及び企業債取扱諸費、減価償却費が減少いたしております。なお、この表中の減価償却費は給水原価を算出するため長期前受金戻入額を控除後の金額となっております。

小計に受託工事費と長期前受金戻入額を加えました経常費用計では4,450万3,000円の支出減となっております。こちらに特別損失を加えました合計としましては、6,429万5,000円の支出減となっております。

次に、7ページにまいりまして、資本的収支の状況でございます。こちらの文章はご省略

させていただきますが、下のほうに記載してございますのは翌年度への繰り越し工事の内訳でございまして、法第26条の規定による繰越額2,894万4,000円の内訳につきましては、北本市内舗装本復旧工事1件と送配水管の設計に関する業務委託が2件となっております。それと、継続費で非常用自家発電設備更新工事の6,123万6,000円でございます。

次に、12ページまでまいりまして、(3)比較資本的収入支出、こちらは前年度と税込み額、税抜き額を比較したものでございます。税抜き額で申し上げてまいります。

資本的収入でございますが、関係市負担金が前年度に比べまして470万1,564円、56.8%の増収でございます。

次に、工事負担金ですが、1億2,783万2,311円、415.7%の増収でございます。圏央道関連工事の補償費が増加となりまして、こちら大きく増収でございます。

次に、分担金ですが、725万7,000円、24.3%の増収でございまして、合計といたしまして1億3,979万875円、202.9%の増収でございます。

次に、資本的支出の状況でございます。

建設改良費でございますが、5億6,836万2,720円、84.6%増加しております。

内訳といたしまして、石綿セメント管更新事業費、こちらが1億3,232万5,130円、36.8%の増加でございますが、工事件数のほうが3件ほど増加となっております。

次に、配水設備費7,425万3,800円、133.7%の増加でございますが、圏央道関連工事でJR高崎線軌道下の推進工事がございまして増加となっております。

次に、配水支管整備費ですが、357万6,000円、5.0%の減少でございます。

次に、工事請負費8,851万6,200円、187.3%の増加となっておりますが、こちらも圏央道関連工事のJR高崎線軌道下の推進工事によるものでございます。

次に、原浄水設備改良費1億9,632万円、2,097.4%の増加でございますが、中丸浄水場中央管理室制御設備の更新工事がございまして、大きく増加となっております。

次に、配水設備改良費3,907万3,000円、42.5%の増加でございますが、配水管の布設工事費や舗装本復旧費が増加となっております。

次に、用地費1,979万5,000円、皆増でございますが、平成28年度は北本市より中丸浄水場の南側隣接土地を購入いたしました。

事務費でございますが、1,362万2,173円、38.5%の減少でございます。

次に、営業設備費3,527万7,763円、2,414.2%の増加でございますが、電算機や庁舎空調設備、電話設備等の更新がございまして、大きく増加となっております。

企業債償還金につきましては、150万9,823円、0.5%の減少となっております。

合計といたしまして、5億6,685万2,897円、57.3%の増加でございます。

その下の補填財源の状況につきましては、先ほど決算書のほうで申し上げました不足額を補填した内容を記載しております。

次に、14ページのほうにまいりまして、5の繰入金の状況でございますが、両市から繰出基準に基づいた繰入金でございますが、消火栓の維持管理や設置費用、前年度支給の児童手当に対します負担金が繰り入れとなっております。

6の供給単価及び給水原価の状況は、先ほど申し上げましたとおりの内容でございますが、給水原価の比較を見ますと、主に修繕費、動力費が下降したことにより、給水原価が2円75銭の下降となっております。

次に、18ページのほうにまいりまして、こちらは比較貸借対照表でございます。

こちらは資産及び負債資本の項目別に前年度と対比させたものとなっております。18ページの下から2行目の流動資産合計が、前年度より4億277万3,933円減少をいたしております。対します19ページの4、流動負債の合計は8,251万1,586円の減少でございますので、内部留保されております資金のほうが3億円以上の減少となっております。両ページ一番下の資産合計、負債資本の合計は、前年度より1億2,555万3,065円、0.6%の増加となっております。

以上で参考資料のほうの説明は終わりとさせていただきます。

最後に、A4用紙1枚の資本的収入支出推移、補填財源推移の資料をお配りさせていただいておりますが、平成28年度は建設改良事業の増加により、収支不足額が14億3,901万3,000円と10億円を大きく超えておりまして、補填財源の残高は前年度比3億6,453万7,000円減少の22億3,877万1,000円となっております。

以上で第11号議案の補足説明を終わらせていただきます。

次に、第12号議案 訴えの提起について申し上げます。

本案は、平成25年2月20日に長女と名乗る者からの電話連絡により、給水契約者名義を父親から長男である訴えの相手方へ変更いたしました。約1年後の平成26年3月10日に本人に意思確認することなく名義変更したと苦情を言い、その後水道料金滞納及びたび重なる不当要求並びに検針及び給水停止の業務妨害を継続して行っている相手方に対し、話し合いによる解決は困難をきわめているため、訴えを提起することについて議会の議決を求めるものでございます。

以上をもちまして補足説明を終わりにさせていただきます。よろしくお願いいたします。

---

#### △監査委員の決算審査報告

○議長（新島光明君） 日程第5、監査委員に決算審査報告を求めます。

岡田監査委員。

○監査委員（岡田 忠君） 皆さんおはようございます。監査委員の岡田です。

決算審査報告を申し上げます。

お手元の意見書の1ページ目をお開きいただきたいと思います。

平成28年度桶川北本水道企業団水道事業会計決算審査意見書

#### 第1、審査の概要

1、審査の対象 平成28年度桶川北本水道企業団水道事業会計決算

2、審査日 平成29年7月11日

3、審査の手続 決算審査に当たっては、企業長から提出された決算書類が水道事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するため、会計帳票及び証拠書類との照合等のほか、必要と認める審査手続を実施した。

さらに、水道事業の経営内容を把握するため、計数の分析を行い、経済性の発揮及び公共性の確保を主眼として考察した。

#### 第2、審査の結果

##### 1、決算諸表について

審査に付された決算諸表は、関係法令に準拠して作成されており、水道事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められる。

##### 2、経営状況について

(1) 経営成績及び5ページにございます(2) 財政状態、そして6ページからの(3) 建設改良工事については説明を省略させていただきます、まことに恐縮ですが、7ページの第3、総論に移らせていただきます。

#### 第3、総論

##### 1、収益的収支について、消費税抜きでございます。

総収入は前年度と比較して205万7,258円減収となった。これは、給水収益が減収し、特別利益も発生しなかったことが要因である。

総支出は前年度に比較して6,429万5,035円減少となった。これは、原水及び浄水費、総係

費、減価償却費、支払利息が減少し、特別損失も発生しなかったことが要因である。

この結果、総収入は29億217万8,219円に対し、総費用は24億2,988万706円となり、純利益は前年度と比較して6,223万7,777円増益の4億7,229万7,513円となった。

2、資本的収支について、消費税込みです。

総収入は前年度と比較して1億4,037万5,321円増収となった。これは、関係市負担金、工事負担金、分担金がそれぞれ増収となったことによるものである。

総支出は前年度と比較して6億1,075万7,195円増加となった。これは、石綿セメント管更新事業費、配水設備費、工事請負費、原浄水設備改良費、配水設備改良費、用地費、営業設備費の増加によるものである。

その結果、総収入が2億1,166万2,999円に対し、総支出は16億5,067万5,529円となり、差し引き14億3,901万2,530円の不足額が生じたが、資本的収支調整額、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金により補填されている。

3、まとめ

(1) 平成28年度は人口及び有収水量が減少した。今後、水需要は減少していくと考えられるので、給水人口及び有収水量の動向を注視して事業を運営していただきたい。

(2) 有収率は91.5%で前年度と比較して1.5ポイント上昇した。今後も漏水の早期発見と迅速な修理、さらに経年劣化した老朽管の更新に重点を置き、有収率の維持向上に努めていただきたい。

(3) 地震等の大規模災害に備えて、計画的に水道施設の更新を進めていただきたい。なお、石綿セメント管更新事業については、内部留保資金の状況も勘案しながら、なるべく早い時期に更新が終わるように計画的に実施していただきたい。

(4) 自己水施設は、渇水及び災害時に安定して水を供給するための重要な施設である。計画的に自己水施設を更新して、自己水源の確保に努めていただきたい。

(5) 今後の経営環境を見ると、給水収益には多くを望めない中、老朽化した水道施設の更新や修繕費等、課題が山積している。水道事業基本計画に基づき、「市民から信頼され続ける水道」の実現を目指して、一層の経費の抑制に努めながら、中長期的な視点に立った計画的な施設の更新及び効率的な事業運営を要望する。

以上です。

○議長（新島光明君） ここで暫時休憩いたします。再開は午前11時といたしたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。



(午前10時49分)

---

○議長（新島光明君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

(午前11時00分)

---

△一般質問

○議長（新島光明君） 日程第6、一般質問を行います。

---

◇ 中 村 洋 子 君

○議長（新島光明君） 通告順に従い、中村洋子議員の質問を許可いたします。

中村洋子議員。

○2番（中村洋子君） おはようございます。きのう全国高校野球が終わりました。99回、甲子園での高校野球、初めて埼玉県の花咲徳栄高校が優勝しました。お祝いを申し上げたいと思います。小学校5年の私の孫がやはり目を輝かせて優勝したよということで、報告をしてくれました。やはり少年野球に入っているものですから、非常に先が明るくなったのかなというふうに喜び、喜んで話を聞きました。

さて、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

北本市第五次総合振興計画の中で、政策の7の提案で、若者の移住定住、交流促進の中では、若い世代の希望に合った住環境を整備する提供をしなければということで提案されています。今の一般住宅で建てる際の水道供給、この手続はどうなっているのかということで素朴な疑問を思いました。やはり中堅事業者の分譲団地は水道工事会社との連携で、住む方の手は煩わせないわけなんですけれども、一戸建てを建築しようという場合にはどういうふうな手続になっているのかということで、一般質問をさせていただきます。

一般住宅について、要旨1、水道管の入っていないところの申請の取り扱いについて、どういうふうになっているのでしょうか。また、要旨2、一般住宅の水道管の申請の取り扱いについて伺うものです。

件名2、災害時における災害防止対策。

ことはゲリラ豪雨、また拠点によっては、ほとんど今まで体験したことのない大雨が来て水道管、あるいは洪水ということでの被害が九州地方を襲ったということで、テレビでも放送されていました。そういう中では、丸太とか材木とかどンドン流れてきて、水道管をも

破損しているのではないかというふうに思うような状況で映像もありまして、桶川北本地域ではそういった山、川、非常に少ないところなので、こういう危険はないのかなと思います。やはり聞いておこうということで一般質問をさせていただきました。

また、こういった破損のときの断水時に、復活するための安全点検についてということと、ゲリラ豪雨対策として、ふだんからどのようなことを気をつけているのかということでお聞きします。

件名3、水道水の活用法について。

今、きょうの決算の報告でもありましたように、やはり水道水の利用が年々減っているというふうなことで、私の子供も初め若い人たちは水道水を飲むというよりも、何と言うんでしょうか、やはり水道水じゃない水を買うということが、一つの生活のレベルアップというように考えているようで、水道水が本当に生活に密着して、安全・安心なんだということが非常に教育的に抜けているんじゃないかというふうに非常に思い、私なんかは昭和25年なので、水道が引かれた状況から知っているという世代からすると、今は恵まれ過ぎていて、そういう教育がもっともっと再認識して教育されていなくちゃ、災害のときとか困るなどというふうに心配をします。

そういう中で、やはり飲料水の離れをどう防いでいくのかということで、水道企業団でもやっています水道教室とか、あと水道水ができるまでということで、年に何回かやっている水道教室ということもありますが、やはり具体的にどう広めていくのかというところに重きを置いて、これからもやっていかなければならないのではないかなというふうに考えて、一般質問をさせていただきました。

やはり水道水に入っているミネラルやそういった自然の水を使って、人体にきれいな水を供給するというの意味合いをもっと普及すべきではないのかなというふうに考えて、質問をさせていただきます。ぜひ、よろしくをお願いします。

○議長（新島光明君） 中村議員の1回目の質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

給水課長。

○給水課長（青鹿秀明君） 質問事項1、要旨1についてお答えいたします。

通常、水道の配水管が埋設されている道路に面した土地において、給水装置の工事を申し込む場合は、指定給水装置工事業者を通じ申し込みを行っていただくことにより、受け付け、承認しております。

しかし、ところによっては配水管が埋設されていない道路もあります。この道路に面した土地に給水装置を設けたいという場合においては、企業団が新たに配水管を設けるという配水施設に関する要綱がございます。

ただし、この要綱では適用の範囲を定めており、自ら居住するために住居を新設する者、または現に居住している住居が自家水で、上水道に切りかえたいという場合の申し込みに対して適用する制度としております。そのため、営利目的に建築する建て売り住宅や工場、店舗及び個人所有の私道は適用外となっております。

この要綱の適用を受けたいという申請者は、通常申し込みを行う前に配水管施設申請書を提出し、承認を受ける必要があります。給水装置工事の申請は、この新たに設けた配水管から給水装置を引き込むとの内容で受け付けをすることになります。

次に、要旨2についてお答えいたします。

一般的な給水装置を新設する場合の申請から完了までの流れを申し上げます。

給水装置工事は指定給水工事事業者以外では施行できませんので、指定給水装置工事事業者を通じ給水装置の工事を申し込み、給水装置工事の設計審査を申請していただいております。使用材料や担当する給水装置工事主任技術者の確認などを企業団で設計審査し、分担金、設計審査手数料、工事検査手数料を納付していただきます。その後、道路管理者の道路占用許可及び警察の道路使用許可がおりましたら、指定給水装置工事事業者が工事を行います。

工事後、工事検査申請書の提出を受け、企業団は水道メーターを出庫し、施工業者が水道メーターの取り付けを行います。

水道メーターの取り付け後、工事完成図と現況が合っているかの確認などの工事完成検査を企業団職員が行い完了というのが、一般的な給水装置工事の申請から完成までの流れでございます。

以上でございます。

○議長（新島光明君） 施設課長。

○施設課長（河野宏之君） 質問事項2、要旨①と②についてお答えさせていただきます。

断水の早期復旧のための安全点検は、いざというときの重要項目と捉えております。これを怠ることは、状況の把握をいち早く行い、的確な行動をするための障害の原因になることだと考えております。

桶川市、北本市におきましては、地震による漏水が考えられます。当水道企業団で作成した震災対策マニュアルに記載されておりますように、高崎線を東西に分けた4ブロックを各

班2名体制で、主要幹線の点検パトロールを初期活動としております。引き続き重要幹線道路を初めとし、定期的な安全点検を怠ることなく実施していきたいと考えております。

次に、ゲリラ豪雨対策についてお答えいたします。

ゲリラ豪雨による影響は、用水路を横断している水道管が想定されます。その配管状況は用水路を上越し配管した状態で、前後に仕切り弁を設置しております。集中豪雨時に水位が急上昇し、露出された配水管に破損が生じた場合には、仕切弁を閉めることにより止水が可能ですので、一時的な対処はできると考えております。

以上でございます。

○議長（新島光明君） 総務課長。

○事務局次長兼総務課長（小高清隆君） 質問事項3についてお答えさせていただきます。

蛇口から直接水を飲むことができるのは世界でも限られた国だけであり、安全で良質な水づくりを目指す日本の水道技術によるものでございます。しかしながら、高度成長期の河川等における水道水源の富栄養化により、水道水に異臭味を感じるようになりますと、浄水器やミネラルウォーターが普及し、いわゆる水道離れの現象が加速いたしました。都市部の水がまずいという定評もこの時期から形成されてきたものでございます。

この水道離れを防ぐには、まずは市民の皆様には水道事業や水道水の安全性について、よく知っていただくことが大切であると考えております。

現在、企業団では各種イベントにて水道事業のPRをさせていただいております。6月の水道週間では施設見学会、8月の水の週間では親子水道教室を開催し、また両市で行われる防災訓練にも参加いたしまして、水道についてパネルや模型、グッズ等を活用して積極的にPRいたしております。

今後は、イベントに来ていただくだけではなく、小学校等を訪問しての学習会、いわゆる出前講座を実施して情報発信をし、水道水のよさを知っていただくことも必要であると考えております。

このような取り組みにより、安価で安全な水道水を市民の皆様が安心して飲んでいただくことが、水道水の飲料離れの防止につながると考えております。

以上でございます。

○議長（新島光明君） 中村議員の2回目の質問を許可します。

中村洋子議員。

○2番（中村洋子君） 2回目、質問をさせていただきます。

一般住宅の際の手續ということでご説明がありました。

やはりこの配水管施設申請書ということで申請があったときに、要綱に基づいて進めていくということで、その要綱そのものの市民に対する周知というのはやはり必要なのかなというふうに思いますが、その点どのようになっていますでしょうか。

件名2については、災害そのものが少ないとしても、やはり防災上非常に危険という状況の中では、大雨が降ったりというところでは、4つのチームで初期に巡回してパトロールをしていっているという状況がわかりました。そういう中で、どのような断水になったときの処理方法という点では、どのようになっているのか、二度目、2回目質問させていただきます。

また、水道水の活用方法については、私も8月20日のイベント、防災訓練、北本市役所の庁内で行われたんですけれども、そこに参加しました。その中で、やはり水道水の蛇口を設けていただいて、そこから水をコップで飲んでくださいというふうなことで、見学というか、自治会単位に参加した方に一緒に声をかけさせていただいたんですが、蛇口を見ても飲んでいいんだというふうにはなかなかないということで、非常にそういう面ではペットボトルで飲むという状況がもう普及していて、災害のときはまた違って、先を急いで水道水にお水下さいというふうなことで来るかと思うんですけれども、やはりふだんからもそういった水離れを防ぐということでは、積極的にしていかなければならないのかなというふうに強く感じたものですから、学校への出前講座というふうなことも考えているということで、きめ細かに、そういった面では水道水の必要性というところをいろんな機会にやっていただきたいなということをお話ししたいと思います。

また、防災訓練のときに4リットルの水を入れる袋ということで、それが皆さんに渡されて、これでぜひ水を確保してくださいということで渡されておりました。それも非常に喜ばれております。でも、高齢者になると手で持って、水を持って帰るというのは非常に大儀になってくるということで、リュックサックのようにならないかという希望もあります。

そういう中では、そういった断水時の水の供給というところで、非常にその袋も工夫されていっていいのかなというふうに思いますが、そういう点も含めて、話せるような状況がありましたらお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（新島光明君） 中村議員の2回目の質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

給水課長。

○給水課長（青鹿秀明君） 2回目のご質問にお答えいたします。

配水管施設に関する要綱の周知ですが、ホームページに掲載している給水装置工事便覧の中に要綱も入っております。また、ご本人様、給水装置工事事業者などが水道の配管状況調査に来られたときに、要綱の対象となるようであれば、個別にこの要綱があることをお伝えしております。

以上でございます。

○議長（新島光明君） 施設課長。

○施設課長（河野宏之君） 2回目の質問についてお答えいたします。

漏水音は配水管を伝播する特徴があります。仕切り弁、消火栓、あるいは一般家庭のメーターから耳で捉えることができます。漏水箇所があるかないかの有無の確認には最善の方法でございます。

また、水質面から申し上げますと、配水管を修繕した箇所から空気が混入してしまいます。作業終了後、その仕切り弁を開放した場合、水圧により混入された空気が体積収縮いたしまして、白濁した水を一般家庭に供給してしまいます。それを防ぐために近くの消火栓及び排泥装置により、混入した空気を完全に除去できるように細心の注意を払いながら作業を行うように心がけております。

以上でございます。

○議長（新島光明君） 総務課長。

○事務局次長兼総務課長（小高清隆君） 災害時におけます飲料水袋につきましては、昨年度までは4リットルの手提げタイプのもので購入いたしておりましたが、今年度よりそのほかに6リットルのリュックタイプのもので購入する予定となっております。

今後も、災害時に市民の皆様が使いやすいよう飲料水袋を含めまして、そのほかの備蓄用品についても見直しを図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新島光明君） 以上をもちまして中村洋子議員の質問を終了いたします。

---

◇ 北 原 正 勝 君

○議長（新島光明君） 次に、北原正勝議員の質問を許可いたします。

北原正勝議員。

○1番（北原正勝君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、平成29年第2回桶川北本水道企業団議会定例会における一般質問をさせていただきます。

件名1、水道事業における人口減社会への対応策について。

当水道企業団の水道事業は平成28年3月改定の水道事業基本計画、俗に言う水道ビジョンで市民から信頼され続ける水道の将来像を掲げ、基本方針で安定供給できる水道、非常時にも強靱な水道、効率的な事業運営と持続できる水道をうたい、この実現に向けて年度で目標、施策を計画し実行し、平成28年度の事業及び財政実績はおおむね計画を達成したと、私自身は判断しております。

この実績傾向はここ数年持続するものと推測いたしますが、長期の視点に立てば人口減による給水人口及び有収水量の減少、すなわち給水収益の減収が予想される中で、老朽化する設備更新や修繕の膨大な更新事業の発生が予想されております。

この対応には長期的には更新需要を予測し、財政とのバランスを考慮しつつ、計画的な更新、設備更新を進めるアセットマネジメントの運営管理が必須であります。まさに、体力のある現在から取り組むべきテーマであると推察いたします。

このような観点から、以下の質問をいたします。

要旨1、留意すべき国及び県の水道事業指針とは何かを伺います。

水道事業における人口減社会への対応は、当水道企業団の水道ビジョンに基づき推進されるものと認識いたしますが、これだけでは解決できない重要なテーマがあります。すなわち水道事業の広域化、アセットマネジメントの導入ですが、これらは国及び県の水道事業指針との連携及び連動が必須になると思えます。

以上の事由から国及び県の水道事業指針について何うものです。

要旨2、上記を受けた対応策を伺います。

件名2、安心・安全の取り組みについて。

水道ビジョンの基本方針で、安定供給、強靱な水道、効率的な事業運営とその持続とうたっておりますが、これらの活動の指標であります以下の項目について、その取り組み状況について伺います。

1つ、定期水質検査結果、2番目、渇水時の節水協力、3番目、災害時の緊急給水場所の周知、4番目、災害時の業務継続計画の作成状況でございます。

件名3、改善活動について。

水道ビジョンの将来像に掲げている市民から信頼され続ける水道事業を継続的に市民に担

保するには、組織の置かれた位置づけ、役割を再認識し、組織みずからが改善活動を行うことが大切です。

このような視点から以下の改善活動をお伺いします。

1つ、原価低減活動について、どのような切り口で原価低減活動に取り組んでいるのか。また、その実績と評価はいかかなものか。2、お客様、需要者への対応について、水道供給事業は、水供給者である桶川北本水道企業団と水利用者である市民との民法上の水道供給契約で成り立っています。水需要者はまさにお客様の関係にあります。換言すると業務の基本はお客様第一主義に基づき、遂行されるべきものと思います。

このようなお客様第一主義に基づく業務遂行を図るために、どのような取り組みを行っているのか。また、これから行おうとしているのかをお伺いいたします。

以上、3点についてお尋ねします。よろしく申し上げます。

○議長（新島光明君） 北原議員の1回目の質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

総務課長。

○事務局次長兼総務課長（小高清隆君） 初めに、質問事項1につきましては、要旨1と要旨2をあわせてお答えさせていただきます。

当企業団の給水人口は、平成21年度をピークに減少に転じております。平成27年度に改定を行いました当企業団の水道事業基本計画（水道事業ビジョン）では、厚生労働省の新水道ビジョン（平成25年3月策定）に基づき、安全、強靱、持続な水道事業を目指して、長期的な視点に立った事業計画を策定いたしております。

ビジョンの人口推計では、計画期間の最終年度である平成42年度において、平成21年度のピーク時の給水人口14万6,132人と比較しますと、高位推計で12万9,802人、11.2%の減少、低位推計で12万9,285人、11.5%減少の予測結果となっております。給水人口減少に伴い水需要も大きく減少する予測であり、今後、給水収益が減収する中、更新事業費の財源確保が大きな課題となっております。

このため、アセットマネジメントに基づく長期的な更新需要を把握した上で、財政とのバランスを考慮しつつ計画的に施設更新を進め、健全な水道事業経営を維持する必要があると考えております。

また、埼玉県では平成23年3月改定の埼玉県水道整備基本構想に基づき、県内水道の広域化を目指しております。同基本構想では、県内水道の将来像として将来の水源から蛇口まで



を一元化した県内水道一本化を見据えて、広域化を段階的に取り組みつつ、水道事業の運営基盤強化を推進し、県民に利用し続けていただく水道を目指すものとなっております。

現在、埼玉県を12のブロックに分け、そのうち、さいたま市と秩父広域水道を除く10のブロックにおいて、平成42年を目標年次として事業統合を目指すものとしており、将来的には県内水道の一本化を掲げております。

当企業団は上尾市、鴻巣市、伊奈町と給水人口50万人強となる第9ブロックを組んでおり、昨年度は第9ブロックの水道広域化実施検討部会の中に、アセットマネジメントの専門部会を立ち上げさせていただきました。人口減少社会に対応するためには、将来の水需要に見合った施設の再構築が重要であり、そのためには水道広域化が必要であると考えております。

今後も国及び県の水道事業指針はもとより、両市におけるまちづくり計画である総合振興計画を踏まえ、重要なライフラインとして将来に向けて安全、強靱、持続な水道事業を構築し、安心・安全なまちづくりの一翼を担ってまいりたいと考えております。

次に、質問事項2の要旨1の②についてお答えさせていただきます。

近年は地球温暖化の影響が気象変動が増大傾向であり、関東地方においては渇水の頻度が増してきているように思われるところでございます。昨年は利根川水系のダムで水不足となり、取水制限が実施されました。今年は荒川水系のダムの貯水量が大きく減少いたしまして、既に議員の皆様にもご協力をお願いしておりますが、当企業団では7月20日より渇水対策本部を設置し対応いたしているところでございます。

節水協力の広報といたしましては、企業団庁舎に懸垂幕の設置やホームページへの掲載、また両市にご協力いただきまして市庁舎、公民館、駅等の公共機関の掲示板へ節水ポスターの掲示を行っております。さらに、近隣水道事業体と連携し、共同購入をいたしました節水PR用ポケットティッシュを配布し、市民へ広く節水の協力を呼びかけさせていただきました。

次に、要旨1の③についてお答えさせていただきます。

災害時における拠点給水所や指定給水所につきましては、企業団ホームページに掲載するほか、定期的に広報紙「すいどうだより」へ掲載し、市民の皆様への周知を図っております。また、新たに水道を使用するお客様には、開栓時に水道のしおりという小冊子を投函いたしておりますが、こちらにも応急給水所のマップを掲載いたしております。また、こちらの冊子は水道週間や両市で行われます防災訓練時にも配布いたしております。

さらに、今年度はA1サイズの応急給水所のマップとA2サイズの応急給水所の看板製作

費用を予算措置させていただきました。応急給水所の看板は各浄配水場に設置し、応急給水所のマップは防災訓練時に活用したいと考えております。

今後もさまざまな方法で、市民の皆様へ災害時の緊急給水場所の周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、要旨1の④についてお答えさせていただきます。

業務継続計画につきましては未策定の状況でございます。既存の震災対策マニュアル等を見直すことにより、業務継続計画として位置づけることも可能ではないかと考えており、今後マニュアルの見直しを図りながら、将来的には業務継続計画として策定できればと考えております。

次に、質問事項の3、要旨1についてお答えさせていただきます。

平成28年度の給水原価構成費用を見ますと、一番大きなものが県水の購入費用であります。受水費で全体の3割を占めており、その後減価償却費、職員給与費、委託料、修繕費、動力費等と続いております。また、平成28年度は修繕費、動力費が減少したことにより、給水原価が前年度より2円75銭下降いたしました。このように、給水原価を低減させるには、動力費、修繕費の抑制が効果的であるとと考えております。

原価低減活動について、実績と評価等数値的分析は行ってはおりませんが、今後も漏水の早期発見や老朽管の計画的な更新による有収率の向上、水道施設の計画的な更新による修繕費の抑制に努め、長期的視点では施設の統廃合やダウンサイジングによる効率的な施設整備を行い、修繕費を初めとする維持管理費や動力費等の抑制に努め、原価低減活動に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新島光明君） 浄水課長。

○事務局次長兼浄水課長（小島 稔君） 質問事項2、要旨1、①につきましてお答えいたします。

水道水の安全性を確保するため、水質検査については水道法第20条により検査を行わなければならないと定めております。検査基準につきましては、水道法第4条第2項に厚生労働省令で定めると規定されており、その必要な事項につきましても厚生労働省の水質基準に関する省令において定められております。

水質基準項目としましては、健康に関連する項目31項目、水道水が有すべき性状に関連する項目20項目の計51項目がございます。水質検査は厚生労働大臣の登録を受けた者に委託し

て実施しております。

検査結果につきましては、全ての項目におきまして水質基準に適合しており、安全な水道水を市民の皆様へ供給いたしております。また、企業団ホームページ及びすいどうだよりに掲載し、お知らせしております。

以上でございます。

○議長（新島光明君） 業務課長。

○業務課長（篠田 明君） 質問事項3、要旨2についてお答えいたします。

事務の取り扱いにつきましては、メーターの検針、料金徴収、使用者登録などお客様との窓口業務が主なところとなります。

業務中でのお客様との接点として対応が求められることといたしましては、主に水道料金を滞納された方、メーター以降の宅地内漏水により使用水量が増えてしまった方との折衝などがあります。対応には十分な注意を払うこと、お客様の目線に立って親切丁寧な言葉遣いで接するよう心がけております。

水道料金に関しましては、直接お客様のご負担につながりますので、ご理解いただける説明をどのように行うのか、過去に経験した事例、対処、終結した記録などを参考に行き届いた対応をしてみたいと考えております。

また、お客様からの問い合わせに対する説明につきまして、法律や専門用語を用いる場合には、これを前面に出すのではなく、日常的に使われているわかりやすい言葉に置きかえるなどして、丁寧に説明することを心がけております。

いずれの場合におきましても、お客様の対応に当たり、お客様の立場で物事を考えることを心がけ、どのように改善することが使用者サービスにつながるのか、職員間の情報共有や委託業者への指導を徹底していくことを通じて、お客様の信頼と期待に応え、問題の早期解決やサービス向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新島光明君） 北原議員の2回目の質問を許可いたします。

北原正勝議員。

○1番（北原正勝君） それでは、第2回目の質問をさせていただきます。

要旨1に関する話ですが、これは中長期にかかわる大きなテーマだと認識しておりますが、ぜひ国なり県なりが中心で、同じ課題お持ちだというふうなこと、県でもお持ちになっているそうですが、ぜひ当機会について企業団にもそういった情報をぜひ議会にも情報提供いた

だきながら、お互い共通課題としてそういった認識でやっていただきたい、これは要望としてお伝えします。

次に、安心・安全の取り組みについては、これは非常に市民に目に見える取り組みでございます。先ほどから、ポイントもやはりどう情報を発信するか、情報の見える化を図るかということが大きなポイントになることですので、先ほどいろんな話がございましたが、そういったものに加えて、一つお願いしたいのは、やはりこういったものというのは業務の仕組みが保証されているかということも大事なんです。というのは、水質検査というのは結果です。

水道企業団における、当然これは必要なことと思うんですが、それをバックグラウンドである、例えば企業団という業務の推進、仕組みとか、どういうふうな仕組みになっていて保証されているのか、例えばそれに基づいて、記録というものはどういうものがあるのか、文書というものはどういう体系になっているかというような、俗に言う仕事の見える化、それが本当の意味の保証と、私は思うんです。

そういった意味で、今やられていることも重要です。特にこの結果ですから必要です。加えて、今後の一つ企業団の体質改善といったら失礼ですが、ぜひISO、例えば9000シリーズという品質マネジメントシステムでございます。これは品質という、狭い意味の品質じゃなくて、業務の仕組み、資質を保証する仕組みなんです。そういったことも今後の中で考えていただければいいのかなと。

これに対して、もしご意見があれば伺いたいと思います。

3番目に、改善活動についてですが、改善活動、できればこういう場合であれば、組織中の品質マネジメントと同じなんです。例えばどこの部がどういうことを担って、どこのセクションがこれを見て、またAさん、Bさんがどういうふうになっているかという、俗に言う目標展開がこんなふうにあって、それに対する評価があって改善活動があるという、いわゆるPDCAのこれはマネジメントサイクルがある。これは一般企業では常識の中で動いているわけです。そういったこともぜひ今後どうなのかご検討なさっていただいて、そういった特質のある企業団活動をしていただくと、もう一歩進めるんじゃないかなと思います。これは要望でございます。

最後に、お客様の対応、これへの提案もありましたが、やはりこれは最初の企業団というのはどういうふうな位置づけなんだろう。やはり意見出尽くしたんじゃないかな。これは民法上の取り組み、要するにAさん対Bさん、個人契約、あくまでもお客様が主体の契約、そ

うといった意味で当然これをやる上では、ルール上では条例であり、規定が当然あるわけですから、それに対する見直しがどうなったのかもちょっと答えられましたら答えていただきたいんですが、私なりに見た範囲では瑕疵はないだろうと、これに関しては。問題は最初の気持ち、姿勢のところがもう1回お客様第一主義ということで、これはどこかの窓口、部署だけじゃなくて、組織全体の存在としてもう1回見直していただきたいということです。

以上です。答えられる範囲で結構です。

○議長（新島光明君） 北原議員の2回目の質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

要望が何件かありましたけれども、そのほかにも答えられたらばという。

浄水課長。

○事務局次長兼浄水課長（小島 稔君） 2回目のご質問のISOに関しましてお答えいたします。

ISO9000シリーズでございますが、これはISO、国際標準化機構が定めました組織における品質マネジメントに関する規定でありまして、求められた製品やサービスを安定的に供給する仕組みを確立し、その有効性を継続的に維持、改善していくものと認識しております。生活に欠かすことのできない水でございます。品質を管理し、安定して継続した供給を続けますことは、企業団の責務であると考えております。

ISO取得の予定は今のところございませんが、今後も水という製品を送り続けるというサービスを続けて、市民の皆さんに信用、信頼されるよりよい組織、企業団となりますよう努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（新島光明君） 業務課長。

○業務課長（篠田 明君） 北原議員様の2回目の質問にお答えさせていただきたいと思っております。

まず、再発防止に向けてでございますが、職員には意識改革が必要であると考えております。職員には水道をご利用していただいている方に対して、企業職員として「お客様」であるという意識を持って対応していくことが大切であると思っておりますので、この事を職員間で共有して徹底してまいりたいと思っております。

また、対応についてですが、まず初期対応が重要であると考えております。クレームが肥大化してしまう要因の一つとして初期対応の失敗があると思っております。特に、クレーム対応に

当たるときには、最初に職員が発する言葉や態度が相手方に与える印象が大きいため、お客様に不快な感じを与えないよう慎重に行うように指導しております。お客様とボタンのかけ違いとならないように、まずお客様の話をよく傾聴することを心がけ、心情を理解し、お客様の視点に立って迅速な対応を心がけていくことが、クレームの最小化につながると考えております。

また、そのクレームが発生してしまった原因、その対応方法を職場内で共有し合いながら再発防止に努めてまいります。そして、今後も水道をご利用されているお客様により一層満足していただける対応を心がけるよう、職員一同努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新島光明君） 以上をもちまして、北原正勝議員の質問を終了いたします。

---

◇ 佐藤正廣君

○議長（新島光明君） 次に、佐藤正廣議員の質問を許可いたします。

佐藤正廣議員。

○3番（佐藤正廣君） では、通告に従いまして質問をいたします。

この水道事業におきましても、一般市民を対象とした工事を初めとして、毎年かなり多額の工事がやられているわけですが、そういう中で、私なんか水道屋さん何軒か知り合いいるわけですが、指定の工事業者をやっている方の中でも大変ここ何年か全体的な不況も進んでいるし、そういう中で仕事もだんだん減ってきていると、そういうことを訴えられまして、やはり特に地元での仕事になるわけですから、水道事業というのは場所も決められている、そういう中でやる工事になるわけですから、ぜひともそういう地元の中小企業に仕事をできるだけ回せるものは回していただくということが、さらに今の現状の経済状況の中から考えてみても、必要になってくるのではないかと、そういう中でほかの業種でも大変いろいろ、例えば中山道のところのいろんな業者さんの中でも、クリーニング屋さんなんかでも、結局自前の人で個人商店として立ち行かなくなるような状況がある。

あるいは、水道関係でも上尾にありました上尾工業さん、そこが倒産したりという状況もありまして、非常に厳しい状況で仕事をとってこななければいけないということがある中で、やはりこの水道事業に関しても指定の工事業者さん、特に小さい規模の業者さんの仕事の割合をふやしていく必要があるだろうということもありまして、その点で今回の質問をする次第で

す。

過去5年間の工事発注の状況と地元指定給水事業者の受注の割合、件数、金額、できれば企業の規模別でお示しをしていただきたいということで、1回目の質問としたいと思います。

○議長（新島光明君） 佐藤議員の1回目の質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

施設課長。

○施設課長（河野宏之君） 質問事項、水道工事の発注についてお答えいたします。

答弁に先立ちまして、議長に資料の配付の許可をいただきたいと思います。

○議長（新島光明君） 今、提案がありました資料の配付を許可いたします。

[資料配付]

○施設課長（河野宏之君） お手元に配付しました資料からご説明させていただきます。

指定給水工事事業者、市内土木業者、県内土木業者の3つに区分けさせていただきました。件数に関しましては受注件数、割合はそのパーセンテージ、金額は請負金額の金額、また割合はパーセンテージでございます。

平成24年度における指定給水工事事業者、受注件数31件、75.8%、1億7,959万5,000円受注しております。35.4%でございます。平成25年度、指定給水工事事業者、受注件数38件、69.1%、請負金額2億5,524万8,000円でございます。32.7%。平成26年度、受注件数30件、69.8%、請負金額は2億5,994万8,500円、40.3%でございます。平成27年度、受注件数23件、62.2%、請負金額は1億6,819万4,000円でございます。30.4%でございます。平成28年度、受注件数21件、56.8%、請負金額2億2,442万1,000円でございます。25.4%。

下の左側の表は、受注件数の棒グラフであり、右下の金額のほうは請負金額の棒グラフになっております。

以上でございます。

○議長（新島光明君） 佐藤議員の2回目の質問を許可いたします。

佐藤正廣議員。

○3番（佐藤正廣君） やはり件数的にはそれぞれの割合があるんですけども、やはり地元でできる規模というものは、受注できる金額というのは単価が一つ一つは結構安くなってしまっていて、それでも26年度が40%まで指定業者がやって、占めることができたということで、あとはおおむね30%は超えているわけなので、金額的にはね。

やはりそれなりの努力はあるかなということにはわかるわけですけども、金額自体はなか

なか伸び悩んでいるのかなという感じがするんで、この辺をもう少し、例えば26年度の40%までいった要因、例えば28年度はこれがまた25%まで落ち込んできている。こちら辺を例えば常時40%ぐらいまでに近づけるような工夫というのができないのか、その辺の現状どういう、例えば40%まで金額的に上った場合、どういう経過でこうなったのかと。

それと、逆に28年度の場合は、これがもう25%まで下がっちゃっているということですから、これをやっぱりここまで下がってきた要因、あるいはどこかには、だからそういう点では26年度に40%ぐらいの金額で近づけることができるのか、その原因、要因と今後ふやすための努力はどこを中心にやるべきかということについてのお考えを聞きたいと思います。

○議長（新島光明君） 施設課長。

○施設課長（河野宏之君） お答えいたします。

平成28年度に圏央道の高崎線の推進工事、県内の土木業者が施工した、2億412万円の分が、昨年度の28年度のウェートを随分占めている関係で、地元の指定給水工事業者の割合が減少したことが最大の理由でございます。

以上でございます。

○議長（新島光明君） 以上をもちまして、佐藤正廣議員の質問を終了いたします。

これにて一般質問は全て終了いたしました。

時間の関係もあるんですけども、できましたらばこのまま続けてということでやりたいんですが、よろしいでしょうか。

[発言する人なし]

○議長（新島光明君） 特にご異論がないようですので、このまま続けさせていただきたいと思えます。

---

△第9号議案に対する質疑、討論、採決

○議長（新島光明君） 日程第7、議案の質疑、討論、採決を行います。

第9号議案 桶川北本水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

次に、討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（新島光明君） なしと認め、討論を終結いたします。



これより第9号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（新島光明君） 全員起立であります。

よって、第9号議案 桶川北本水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

△第10号議案に対する質疑、討論、採決

○議長（新島光明君） 次に、第10号議案 桶川北本水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

次に、討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（新島光明君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより第10号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（新島光明君） 起立全員であります。

よって、第10号議案 桶川北本水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

△第11号議案に対する質疑、討論、採決

○議長（新島光明君） 次に、第11号議案 平成28年度桶川北本水道企業団水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についてを議題といたします。

質疑の通告がありましたので、質疑を許可いたします。

中村洋子議員。

○2番（中村洋子君） 水道事業会計決算審査の意見書を監査委員の方の意見書を読ませていただきまして、まとめられている中で、（4）の自己水施設は渇水及び災害時に安定して水を供給するための重要な施設である。計画的に自己水施設を更新し、自己水源の確保に努めていただきたいということで、（4）まとめられているわけですが、やはり自己水の供給と

いう点では、渇水のとくにすぐに対応しなければならないというところで、やはりこの8割、2割の県水が8割、自己水が2割という状況の中で、県水がどんどん多くなるという点では、自己水の供給という点では施設を更新していかなければならないというふうに思いますので、その点でやはりどのようにしていくのかということ、もう少し詳しく知りたいというふうに思います。

また、水質検査についても自己水は独自で水質検査をしなければならないという状況があるかと思しますので、そこも含めてお聞きします。

○議長（新島光明君） 中村議員の1回目の質疑が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

浄水課長。

○事務局次長兼浄水課長（小島 稔君） 議案質疑、水道事業会計決算審査意見書8ページ、

（4）自己水施設の方針及び自己水源の確保についてお答えいたします。

まず、近年の自己水施設の方針といたしましては、平成24年に圏央道築造工事に伴い支障となりました第9号取水井を新たに掘り直し、移設いたしました。その後、平成25年には北本東小学校北側に位置します第14号取水井を、平成26年にはグリコ工場付近の第11号取水井の改修工事を施工し、施設更新及び自己水源の確保を図っております。

現在、自己水施設としましては、石戸浄水場及び中丸浄水場で稼働しており、ご質疑にもございましたが、当企業団から市民の皆さんにお送りしています水道水の約2割を賄っております。

稼働状況といたしましては、石戸、中丸両浄水場とも平成28年度一日平均で15時間弱稼働しており、余力を持った施設運用でございますが、経年劣化による機械機器の故障等も考えられます。

渇水等非常時には自己水の確保が重要となります。日常の点検整備を継続し、機器の稼働状況の変化を注視しながら、安定した給水に努めてまいりたいと思います。

次に、水質の関係でございますが、地表面に近いところの帯水層からくみ上げられます浅井戸は季節による降水量の変動で、くみ上げられる水量など影響を受けやすく、地表から汚染されやすい水源でございます。

企業団で取水しております井戸は、深さ250メートルから300メートルの深井戸でございます。取水しております帯水層は複数の地層が重なる中で、粘土層など水を通しにくい地層より深く、深さ120メートル以上の帯水層からの水をくみ上げており、土壌汚染の影響を受け

にくくなっております。

自己水の水質につきましては、全ての取水井を毎年検査し、異常がないことを確認しております。また、自己水施設は取水井のほか、消毒設備、あるいはくみ上げました水をろ過いたしますろ過機等がございます。今年度におきましては、中丸浄水場、第4号ろ過機のろ材交換を予定しており、浄水水質の安定及び水量の確保に努めております。

以上でございます。

○議長（新島光明君） 中村洋子議員の2回目の質問はないということですので、以上をもちまして中村洋子議員の質疑を終了いたします。

質疑を終結いたします。

次に、討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新島光明君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより第11号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（新島光明君） 起立全員であります。

よって、第11号議案 平成28年度桶川北本水道企業団水道事業会計剰余金の処分及び決算認定については、原案のとおり可決及び認定することに決定いたしました。

---

△第12号議案に対する質疑、討論、採決

○議長（新島光明君） 次に、第12号議案 訴えの提起についてを議題といたします。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

次に、討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（新島光明君） なしと認め、討論を終結いたします。

これより第12号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（新島光明君） 起立全員であります。

よって、第12号議案 訴えの提起については、原案のとおり可決することに決定いたしま

した。

---

△水道事業行政視察について

○議長（新島光明君） 日程第8、水道事業行政視察についてを議題といたします。

お諮りいたします。水道事業の調査研究のため、会議規則第157条の規定に基づき、当企業団議会議員全員を滋賀県の長浜水道企業団及び愛知県の北名古屋水道企業団に平成29年10月26日から27日まで2日間派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新島光明君） ご異議なしと認めます。

よって、閉会中に当企業団議会議員全員を滋賀県の長浜水道企業団及び愛知県の北名古屋水道企業団に派遣することに決定いたしました。

---

△特定事件の閉会中の継続審査の申し出について

○議長（新島光明君） 日程第9、特定事件の閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長から所管事項につきまして、会議規則第102条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（新島光明君） ご異議なしと認め、議会運営委員会委員長からの申し出につきましては、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

---

△閉会の宣告

○議長（新島光明君） 以上をもちまして、本定例会の日程は全て終了いたしました。

これにて平成29年第2回桶川北本水道企業団議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（午後 0時07分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 新 島 光 明

署 名 議 員 中 村 洋 子

署 名 議 員 佐 藤 正 廣



## 参 考 资 料





## 議 案 の 審 査 結 果

### 企業長提出議案

議 案 番 号	件 名	審 査 結 果	
		月 日	結 果
9	桶川北本水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	8月24日	原案可決
10	桶川北本水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について	8月24日	原案可決
11	平成28年度桶川北本水道企業団水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について	8月24日	原案可決 及び承認
12	訴えの提起について	8月24日	原案可決

